

## 麻薬向精神薬原料の取扱いについて

(麻薬及び向精神薬取締法上の取扱い)

### 第1 用語の定義等

#### 1 麻薬向精神薬原料

麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」といいます。）に基づき、麻薬又は向精神薬の原料となる物質及びそれらを含むもの並びに麻薬等の不正な製造に使用される恐れのあるものを麻薬向精神薬原料といい、別表のA欄に掲げる物質が定められています。その中で、より容易に麻薬及び向精神薬に転換され得るもの等を特定麻薬向精神薬原料（\*の物質 26 種類）といいます。ただし、別表のB欄に掲げる物については、法により、麻薬向精神薬原料としての規定が除外されています。

#### 2 麻薬等原料営業者

業として麻薬向精神薬原料を取り扱う者のことを麻薬等原料営業者といい、譲り渡しを業とするものは、次のとおりです。

##### ① 麻薬等原料卸小売業者

麻薬向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者をいいます。

##### ② 特定麻薬等原料卸小売業者

特定麻薬向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者をいいます。

### 第2 業務の届出等

#### 1 業務の届出（法第 50 条の 27）

特定麻薬等原料卸小売業者になろうとするときは、営業所の所在地の知事に届け出てください。（特定麻薬向精神薬原料を取り扱わない場合は、届出の必要はありません。）届出書は正本 1 通と副本 1 通を提出し、副本に県の收受印を押したものの返戻を受けてください。この副本は、立入検査の際に提示する等の必要があるため、保管しておいてください。

#### 2 業務の変更の届出（法第 50 条の 27）

特定麻薬等原料卸小売業者として届け出た事項を変更するときは、届け出てください。このときも、正本 1 通と副本 1 通を提出し、副本に県の收受印を押したものの返戻を受けてください。なお、この副本も業務の届出とともに保管しておいてください。

※ 法人の代表者の変更については、届出の必要はありません。

#### 3 業務廃止の届出（法第 50 条の 28）

業務を廃止したときは、30 日以内に届け出てください。営業者が死亡又は法人を解散したときは、その相続人又は解散後の法人の代表者が 30 日以内に届け出てください。

営業所を移転した場合には、移転前の営業所について業務廃止の届出を行い、移転後の営業所については新規に業務の届出をしてください。

### 第3 事故等の届出

#### 1 事故届（法第50条の33第1項）

麻薬向精神薬原料の盗難、所在不明等の事故が生じた場合は速やかに届け出てください。ただし、運搬車両の事故による流失、火災による焼失等の場合には事故の届出の必要はありませんが、その記録をしておく必要があります。

また、別表のC欄に掲げる量以下であれば、事故の届出は必要ありませんが、盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合は、この数量以下でも届け出てください。

#### 2 疑わしい取引届（法第50条の33第2項）

取り扱う麻薬向精神薬原料が麻薬又は向精神薬の不正な製造に関連する疑いがある場合は、速やかに届け出てください。

なお、疑わしい取引にあたる可能性がある例は次のような場合があります。

##### ① 取引相手に着目した事例

- ・ 事業経歴に関する情報が全くない又はほとんどない顧客
- ・ 名刺の提示等により会社、個人名を申し出るものの、住所、連絡先、業務内容等が曖昧で信頼性に乏しい顧客
- ・ 複数の会社、個人を介した取引であることを申し出るものの、本来の業務内容を十分把握しておらず、依頼人に関する情報や購入目的が曖昧な顧客
- ・ 不自然な貿易関係の会社を名乗り、取引を申し出る外国人又は日本人顧客
- ・ 海外へ輸出することを強調し、単なる仲介者であることを申し出る外国人又は日本人顧客
- ・ 通常の取引に必要な書面の提出を拒む顧客
- ・ 質問に対する返答が曖昧で、麻薬等原料の取扱いや事業の基本的知識に欠ける顧客
- ・ 不審な点が多いことを理由に事業者側から取引を拒否、又は、商談の途中で不自然に取引の中止を申し出た顧客

##### ② 取引内容に着目した事例

- ・ 新規の取引で、大量の注文（トン単位）がある場合
- ・ 現金取引など、一般企業としての手続きを経ないような支払方法で取引を申し出る場合
- ・ 企業、個人の業種からみて、使用用途が逸脱していることが懸念される場合
- ・ 使用用途と比較し、注文する量が著しく多いと判断される場合

##### ③ 搬送等に着目した事例

- ・ 大量の注文であっても、ドラム缶（200L）単位ではなく、小分け（20L単位）した状態での搬送を要求する場合

- ・搬送先が稼働していない会社の倉庫や個人宅の庭先等であり、取引会社との関連性が不明な場合
- ・搬送の手段や搬送先を度々変更する場合
- ・通常とは異なる表示や荷造りを要求する場合

※ 事故及び疑わしい取引届については、急を要すると考えられるので、営業所長の職名とその押印でも差し支えありません。

※ 事故届及び疑わしい取引届はできるだけ詳しい情報を別紙として添付してください。

#### 第4 記録

特定麻薬等原料卸小売業者は、特定麻薬向精神薬原料を譲り受け、又は譲り渡した場合は次の事項を記録してください。(法第50条の34)

- ・ 特定麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- ・ 年月日
- ・ 相手方の氏名又は名称及び住所

記録する特定麻薬向精神薬原料の品名とは販売名をいいますが、原体の場合は一般的名称であっても差し支えありません。

記録は定められた事項が記載されたものであれば、帳簿、伝票等のものでも差し支えありません。ただし、伝票の保管による場合は、特定麻薬向精神薬原料が記載された伝票のみを綴ってください。これらの記録は、記録の日から2年間、営業所において保管してください。

#### 第5 その他

特定麻薬向精神薬原料を製造（小分けを含む。）する場合は、別に届出が必要です。また、麻薬向精神薬原料を輸出又は輸入する場合にも届出が必要なことがあります。これらに該当する場合は、問い合わせてください。

問い合わせ・届け出先

富山県厚生部薬事指導課薬事係

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL 076-444-3234

FAX 076-444-3498

## 別表

欄	A (麻薬向精神薬原料) *がついている物は特定麻薬向精神薬原料です。	B (適用除外) 次の濃度以下の物及び①～③については法の規定が除外されます。	C (事故の届出) 次の数量を超える麻薬向精神薬原料につき事故が生じた場合は、事故の届出が必要です。
1	アセトン	50%	150kg
2	アントラニル酸及びその塩類	アントラニル酸として 50%	アントラニル酸として 30kg
3	エチルエーテル	50%	140kg
4	* エルゴタミン及びその塩類	エルゴタミンとして 50%	エルゴタミンとして 20 g
5	* エルゴメトリン及びその塩類	エルゴメトリンとして 50%	エルゴメトリンとして 10 g
6	ピペリジン及びその塩類	ピペリジンとして 50%	ピペリジンとして 500 g
7	* 無水酢酸	50%	210kg
8	* リゼルギン酸及びその塩類	リゼルギン酸として 50%	リゼルギン酸として 10 g
9	* N-アセチルアントラニル酸及びその塩類	N-アセチルアントラニル酸として 50%	N-アセチルアントラニル酸として 40kg
10	* 4-アニリノピペリジン及びその塩類	4-アニリノピペリジンとして 50%	※数量に関わらず届け出てください。
11	* 4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジンとして 50%	※数量に関わらず届け出てください。
12	* イソサフロール	50%	4 kg
13	* エチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	エチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして 50%	※数量に関わらず届け出てください。
14	塩酸	塩化水素を 10%	塩化水素として 20kg
15	* 過マンガン酸カリウム	10%	55kg
16	* サフロール	50%	4 kg
17	* 1. 1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類	1. 1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラートとして 50%	※数量に関わらず届け出てください。

欄	A (麻薬向精神薬原料) *がついている物は特定麻薬向精神薬原料です。	B (適用除外) 次の濃度以下の物及び①～③については法の規定が除外されます。	C (事故の届出) 次の数量を超える麻薬向精神薬原料につき事故が生じた場合は、事故の届出が必要です。
18	* 1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート及びその塩類	1, 1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラートとして50%	※数量に関わらず届け出てください。
19	* 1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	※数量に関わらず届け出てください。
20	トルエン	50%	170kg
21	* ピペリジン-4-オン及びその塩類	ピペリジン-4-オンとして50%	※数量に関わらず届け出てください。
22	* ピペロナル	50%	4 kg
23	* N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミドとして50%	※数量に関わらず届け出てください。
24	* 1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類	1-フェネチルピペリジン-4-オンとして50%	※数量に関わらず届け出てください。
25	* ブチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	ブチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	※数量に関わらず届け出てください。
26	* プロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	プロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	※数量に関わらず届け出てください。
27	メチルエチルケトン	50%	160kg
28	* 1-メチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	1-メチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	※数量に関わらず届け出てください。

欄	A (麻薬向精神薬原料) *がついている物は特定麻薬向精神薬原料です。	B (適用除外) 次の濃度以下の物及び①～③については法の規定が除外されます。	C (事故の届出) 次の数量を超える麻薬向精神薬原料につき事故が生じた場合は、事故の届出が必要です。
29	* 1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	※数量に関わらず届け出てください。
30	* 2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	※数量に関わらず届け出てください。
31	* メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	※数量に関わらず届け出てください。
32	* 2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸及びその塩類	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸として50%	※数量に関わらず届け出てください。
33	* 3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン	50%	4 kg
34	硫酸	10%	20kg
		① アセチレンを充てんした容器に内蔵された多孔質物に浸潤されたアセトン ② 放射性物質を含有する物 ③ バッテリーに使用されている硫酸	